

琉球大学学術リポジトリ

琉球王府の雨乞儀礼

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学国際沖縄研究所 公開日: 2016-05-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 山里, 純一, Yamazato, Junichi メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/33966

琉球王府の雨乞儀礼

山 里 純 一*

Prayer-for-Rain Rituals of the Ryukyu Kingdom

YAMAZATO Junichi

Among archival manuscripts handed down by the Sho—the royal family of the Ryukyu Kingdom—there are six codices that include descriptions of rainmaking rites, such as *Diary of the Prayer for Rain* (『雨乞日記』). The six codices—the copies of administrative documents about the prayer-for-rain rites that the Ryukyu Kingdom conducted as a government—unveil the details of ritual procedures that had not been found in officially compiled historical documents on which previous studies based their investigations. Examining the Sho documents, this study attempts to add new understanding and information to the existent findings on the prayer-for-rain rites of the Ryukyu Kingdom.

はじめに

琉球王府が主催する雨乞については、『球陽』『女官御双紙』『琉球国由来記』『おもろさうし』に断片的ながら記事が見える。また伊波普猷 [伊波 1922: pp. 61–62] は、今では所在不明となっている『聞得大君御殿之御願公事帳』の「雨乞御願の御庭御飾の図」¹⁾を引用するとともにオタカベや「雨乞の歌」も紹介している。従来王府雨乞に関する研究は、専らこれらの史料をもとに論じられてきた²⁾。しかし最近、尚家文書が公開され、王府の雨乞儀礼に関する第一級史料である『雨乞日記』『雨乞御結願日記』および『雨乞御代参公事』等の史料が披見できるようになり、これまでの編纂史料では知り得なかった儀礼の詳細がわかってきた。そこで本稿では、これらの尚家文書を読み解きながら、琉球王府の雨乞儀礼について考察することにした³⁾。

* 琉球大学教授 Professor, University of the Ryukyus

1. 早時（通常）の雨乞

1-1 手続きと概要

1～2ヶ月以上も雨が降らない日が続くと、王府では先例を調べ、雨乞を行うべきかどうか吟味をする⁴⁾。その場合、諸間切から公儀の雨乞を求める声を受けて田地奉行が申し出ることもあったようである（咸豊10年「雨乞日記」）。

雨乞実施の判断が固まると、まず久米村「総役・長史方」に属し暦法のことを掌る通書方で、雨乞を実施する日時の日選びが行われる。その日選書を持って、摂政・三司官は王の御前に拝謁し決裁を仰ぐ。王は伺いの通り実施してよいとして、日選びされた候補のうちの一つに印をつける。雨乞の実施日時が決まると、早速、王に実施の大綱を言上し、関係各位にも通達する（道光12年、咸豊10年「雨乞日記」）。

以上の手続きを経て雨乞が実施されることになるが、『球陽』[球陽研究会1974]の尚灝21年（道光4）条（巻20-1633）および同29年（道光12）条（巻20-1708）、「年中各月日記〈帳当座、咸豊六年〉」（『琉球王国評定所文書』[琉球王国評定所文書編集委員会1996:12巻-343-1]）等には王府雨乞の概要が書かれている。例えば道光4年の雨乞については『球陽』に次のようにある。

王城御火鉢前並びに各嶽に於て祷告し、訖りて親方、官僚共に三七人を率同して拝し、且前の御庭に在りて雨を禱る。又聞得大君殿御火鉢前に於て祷告し、訖りて親方、官僚共に三七人を率同して拝し、又三平等神宮に於て祷告し、訖りて親方、官僚共に一七人を率同して雨を禱る。又禪家をして円覚寺に於いて大盤若経を念じて雨を禱らしめ、又聖家をして護国寺に於いて雨を禱らしむ。又久米村大夫をして官僚各共に一七人を率同し、龍王殿・天尊廟に三日齋宿して雨を禱らしむ（初日と終日とは、三司官一員・申口一員・座敷一員・当一員・勢頭一員・里之子一員・筑登之一員、一共に七員、前みて龍王殿に至り、久米・那覇の衆官と一同に礼を行ふ）。又禱雨の初日、久米・那覇官一員及び衆官を将て分ちて二隊と為し、其一隊は則ち親方を以て官僚を率同し、龍王を請じて唐榮の龍舟に駕し、豊見城に前み至りて雨を禱る。又泊村並びに祝部・諸郡、三日雨を禱る（応に紫冠を戴くべき者は改めて黄冠を戴き、紅冠は冠を除き、只朝衣を著すのみ。禱雨の際は都鄙、屠宰を禁止す）。

「雨乞日記」によれば、これは「言上」の部分にあたるが⁵⁾、両者の内容を簡条書きにまとめると次のようになろう。

- イ、首里城の御火鉢前および嶽々、御庭で親方と官僚が雨乞の祈禱を行う。
- ロ、聞得大君御殿御火鉢前で雨乞の祈禱を行う。
- ハ、三平等の神宮（殿内）で雨乞の祈禱を行う。
- ニ、禪家（臨濟宗）僧侶が円覚寺において大盤若経を読誦する。
- ホ、聖家（真言宗）僧侶が護国寺において雨乞の祈禱を行う。

へ、龍王堂(殿)・天尊堂(廟)において、久米村の大夫が官僚等7人と3日間、齋宿して雨乞祈念を行う。

*啓建(初日)と満散(終日)には、三司官1人・申口1人・座敷1人・当1人・勢頭1人・里之子1人・筑登之1人、計7人が久米・那覇の勤人数と一緒に拝す。

ト、雨乞初日には、久米・那覇の官人1人と雨乞勤めの官人を二隊に分け、一隊は親方が官僚を引率して龍王を久米村の爬龍舟に乗せ豊見城へ、一隊は三司官が雨乞勤め人を引率して天尊堂へ行き、それぞれ雨乞の祈祷を行う。

チ、泊村、祝部、諸間切でも三日間雨乞を行う。

*雨乞い期間の戴冠と衣装は、紫八巻の者は黄八巻に、赤八巻の者はただ朝衣のみとする。

*都(首里・那覇・久米村・泊村)と田舎(諸間切)とも雨乞期間中は殺生禁断とする。

以上が王府雨乞の実施に至る手続きと概要である。次に「雨乞日記」(道光12年・咸豊10年・同治12年)をもとに具体的な実施状況を見ていくことにしたい。

1-2 雨乞の実施状況

「雨乞日記」によれば、雨乞に関わる部署および役職として、御書院、御近習座、御物奉行、申口、下庫理(当・勢頭)、寺社座、平等之側、普請奉行、瓦奉行、聞得大君御殿(大親)、豊見城間切(惣地頭)、惣役・長史、里主・御物城、泊頭取などがあつた。こうした部署および役職に対して、事前に用意すべきことや、当日の役務に関する指示や注意事項などの通達がなされる。例えば「雨乞日記」に見える事項を列挙すると次の通りである。

イ、高さ3尺・差渡(直径)3尺の大桶(御庭御飾用)の用意

ロ、各祈願所に敷く御拝筵(ふくろ筵・あだん葉筵)の調達

ハ、啓建と満散に龍王堂・天尊堂へ参向する時の三司官をお供する勢頭・筑登之が乗る馬の手配→馬具も調べ、卯の時限(午前5時~7時)に久慶門まで牽き連れてくる。

ニ、お供え物の餅上白米・焼酎を御内原御火鉢之御前、御当蔵、10の嶽々、そのひやふ嶽・国中城嶽の14カ所の祈願所へ届けておく。

ホ、小文筆・百田紙・芭蕉紙の調達…日記および伝達用

へ、首里城内の10の嶽々、そのひやふ御嶽、国中城御嶽のお祓、掃除

ト、御盃一つ(酒台も)・御玉貫・巢小飯酌かい(容器)の調達

チ、御玉貫・提子・ちゃくの調達…勤人数へのお酒ふるまい用

リ、雨乞勤めの面々は三日前から齋戒沐浴をして備える。

ヌ、下庫理出仕を免除する旨の通達

ル、下庫理の当・里之子の人数不足に伴う足(代理)の補充

ヲ、円覚寺・三平等に筑佐事と横目を、また泊・那覇・久米村には横目を詰めさせ、

諸事を委任。

ワ、首里殿内・真壁殿内・儀輔殿内へ惣横目・中取を詰めさせ、諸事を委任。

カ、首里・那覇・久米村・泊中へ過去に水掛けの時に不敬な言動があったことを戒め、律義に、慎みをもって勤めさせるよう通達。

以上は、3つの「雨乞日記」から拾い上げたもので、すべての「雨乞日記」に見えるわけではない。ただ(カ)のことは、道光12年(1832)の「雨乞日記」において「先年雨乞之節」の不敬な行為を戒め、律義な挙行を訓示したものであるが、その後の咸豊10年(1860)にも同治12年(1873)にも「此以前雨乞之節者」として同じことが繰り返され述べており、通達そのものがほとんど形式化している。

① 御城(首里城)内の雨乞規式

雨乞は三日間にわたって行われるが、初日を啓建(健)、二日目を中日、最終日を満散と称した。

同治12年「雨乞日記」によれば、前日に、大桶を御庭の「石ていし」⁶⁾から4番目の瓦を敷いた浮道の中央寄りの左右に置き、水を入れておく。左右の桶の上には、三箇所をわら小縄で結んだ長さ4尺の葉付きの「にか竹」(苦竹、真竹のこと)を置く。啓建には、五ツ時(午前8時頃)になったら、里之子等花当は、雨乞中に用いる覆輪御盃を2つ、錫台の付いた錫足御盃を4つ請け取っておく。また当番の筑登之等は、御庭に筵を敷く。まず御拝筵として、石ていしから5番目の敷瓦の上にふくみ筵、6番目～8番目にアダン葉筵を、それぞれ浮道より1間程離して左右に敷く。神歌親雲上と神歌勢頭部が座すところに、石ていしから11番目の左右の敷瓦の上にアダン葉筵を三つ折りにして2段敷く。黄冠以下筑登之座敷が座し、かつ「大通」⁷⁾をすところの石ていしの左右にはアダン葉筵を2枚づつ敷く。

四ツ(午前10時頃)から「御内原御火鉢之前」で三平等の「大あむしられ」達によるオタカベが始まる。「御内原御火鉢之前」とは、正殿二階の東南隅の「センミコチャ」と呼ばれる部屋に祀られた火神である。それが終わると、今度は御拝人数が御庭に出て、御拝筵で立御拝(立ったままの拝み)を一つしてから、四ツ御拝を一度、三十三拝を一度、また四ツ御拝を一度、三十三拝を一度、立居の九拝を一度なす。なお御庭での御規式の次第は下庫理の日記に委しく記されていたようである。

徐葆光『中山伝信録』[那覇市役所企画部市史編集室1977]には、次のような記事がある。「凡ソ跪拜ハ、ミナ合掌膜拜シ、地ニ伏スルコト之レヲ久ウシテ乃チ起ツ。手ヲ搓スルヲ敬トナス。婦女ノ拜スル先ヅ双手左右ニ三払シ、膜拜叩首スルコト男礼と同シ。(中略)凡ソ仏ヲ拜スルニハ、先ズ膜拜シテ一叩頭シ、四拜シテ手九払ス。再ビー一叩シテ起立シ、又三十三払ス。(後略)」と。これに拠れば、四ツ御拝は四度ぬかづき拜すること。九拝、三十三拝、あるいは三百三十三拝というのは、両手をその回数だけ振る御拝の方法と思われる⁸⁾。いずれにしても厳かな御拝の儀式が繰り返された。

三平等の大あむしられ達が御内原から出ると、御拝人数は後から続き「御当蔵」へ行

く。そこでも大あむしられ達によるオタカベが済むと、四ツ御拝に、三十三拝、立居の九拝を行う。「御当蔵」は「寄満」と呼ばれる正殿南の調理殿のこのようであるが⁹⁾、そこに竈が祀られている。

同じことを城内の十御前でも行う。十御前とは首里城内にあった10箇所¹⁰⁾の御嶽のイベ前のことで、『琉球国由来記』[外間守善・波照間永吉 1997: 巻5-4~13]には、「御内原ノマモノ内ノ御嶽ウチアガリノ御イベ」「(御内原ノ)ミモノ内御嶽カワルメノ御イベ」「キヤウノ内ノ前ノ御ミヤ首里ノ御イベ」「キヤウノ内ノ御嶽シキヤヂシキヤダケノ御イベ」「キヤウノ内ノ御嶽ソノイタジキノ御イベ」「キヤウノ内ノ御嶽アガルイノ大御イベ」「真玉城ノ御嶽玉ノミヤノ御イベ」「寄内ノ御嶽ミヤガモリノ御イベ」「寄内ノ御嶽カミヂヤナミヤデラノ御イベ」「アカタ御ヂヤウノ御嶽アガルタケ押明森ノ御イベ」と御嶽とその神名が見える。

また城外ではあるが、諸祈願は城内の御嶽と同じ扱いとなっていた、そのひやふ御嶽と国中城(首里城東端の「上之毛」と呼ばれる丘¹¹⁾にあった御嶽。『琉球国由来記』[外間守善・波照間永吉 1997: 巻5-28]には「国中城ノアマフレダケノ御イベ」と見える)でも同様なことを行う。

その後、大あむしられ達は直ちに聞得大君御殿へ参向する。御拝人数は登城し、親方部以下勢頭座までは正殿一階の「下庫理御座」に着く。黄冠以下筑登之座敷までは「石ていし」に着座。神歌親雲上4人は南表、神歌勢頭部4人は北表、左右当之座の後ろの「五はい」¹⁰⁾に設けられた「一並御座」に向かい居す。

そして親方部以下着座の人数へは小赤頭の宮仕でお酒を差し上げる。後にお茶も出される。座頭の親方へ酒がふるまわれる時分に神歌が謡われた。

それが済むと、詰所の勢頭両人が左右から「五はい」へ伺い、「石ていし」の左右に着座している黄冠以下筑登之座敷に対して錫製の足の付いた盃で「大通」を行った。

以上の規式が済むと、親方部以下、御庭で御拝と水掛けの儀式がある。「雨乞日記」によれば次のようなことが書かれている。

親方部以下の御拝人数は、まず御庭に敷かれた左右の御拝筵で立御拝一つをなす。神歌人数は所定の場所に敷かれたアダン葉筵の上で、親雲上は前に並び、勢頭部は後に並び、親方部以下の御拝人数が四ツ御拝を済ませると、まもなくして神歌を謡う。二人の勢頭が左右から出てきて水桶の本へ来ると、御拝人数も同じ筵の上に移動して立つ。そして勢頭二人は雨乞歌を謡い始め、御拝人数へ竹の葉で水を掛ける。また御拝人数も一斉に歌を謡う。神歌を謡っている間、雨乞歌や水掛けの儀式は絶え間なく続けられる¹¹⁾。

② 聞得大君御殿における雨乞規式

聞得大君御殿は言うまでもなく女性最高神職である聞得大君の邸宅である。雨乞の際には、首里城内の嶽々、そのひやふ御嶽、国中城御嶽に続いて参詣した。

御拝人数の、親方、座敷、当、勢頭、親雲上、里之子、筑登之各三人づつ合計21人が朝衣冠で到着したこと、また三平等大あむしられ、掟佐事あむしられが聞得大君御殿へ

参り、全員がそろったことを、そのつど御物大親から取次を経て国王へ報告する。

御たかべが済み、御拝人数は御庭へ出て、立御拝をして、位階にしたがって左右に着座すると、御取次親雲上の案内で、年配の親方が聞得大君御殿の祭壇の香炉の一つ「御すじ之御前」¹²⁾で御香五本を灯上げて本の座に戻ると、全員で四ツ御拝・三十三拝・立居の九拝をする。続けて「御火鉢之御前」でも年配親方が御香五本を灯上げ、同様な御拝を行う。

やがてこゑなという歌が終わると、大あむしられ、掟あむしられ、佐事あむしられは真正面の階段を下りて御庭へ出て、首里・真壁・儀輔あむしられは西表、真壁殿内大あむしられは東表へと分かれて立つ。掟あむしられより鼓一つを勢頭へ渡す。水桶の本は浮道に向けて立ててあり、左右大あむしられは水桶の水を竹の葉ですくって御拝人数へ三篇かけて退く。すると勢頭の一人が御中門前の浮道に立って、鼓を打ち拍子を取る。勢頭が一人づつ左右の水桶の本に来て、御拝人数へ水をかけながら雨乞歌の根取（音頭）をとると、全員これを繰り返して雨乞歌を三度謡う。

ところで、伊波普猷〔伊波 1922: pp. 61-62〕は、現在所在がわからなくなっている「聞得大君御殿之御願公事帳」の内容の紹介している。まず三平等の大あむしられが唱えるオタカベは次のようなものであった。

此年や雨難さ水難さあやべとて、五穀ほさつ作り難さあやべとて、今日よかるひよい撰らで、百浦添按司そい王にしい前の御ねがひ美よんによけらしめしやいぺん。天ぢ御通しめしやうち、あまんこうおたぼいめしやうち、五穀ほさつよからしめしやうち、おたぼいめしやうれ。み神おすじおしおおきくげめしやうち、王にしい前おしやがいめしやうち、民百姓しぢやとうたとしぢきしやうち、国のみおやだりがらめきゆることだやべるぢいぢや。

またオタカベの後の規式について伊波は次のように記している。

このオタカベが済むと、首里の大あむしられが、そなへてある御水竹の葉で、聞得大君に三度水をかける。三平等の大あむしられ、掟作事あむ等は、真向ふ六尺のところ坐を占めてゐる。真向ふにゐる掟あむは太鼓を打って、コエナという歌をうたふ。そして残った水を大あむしられ掟作事あむしられへ三度かける。コエナがすんで国王が退場された後で、一人の勢頭は中門の前の浮道（煉瓦を敷いた道）に立って太鼓を打つ。他の一人の勢頭が水桶のところへやって来て、参列してゐる官民に水をかけながら、雨乞の歌の音頭を取ると、会集一同が三度くりかへして之を歌ふ。その歌はかうだ、

一、龍王がなし、雨たばうれ、雨降て五穀やしなやうれ、雨たばうれ、龍王がなし。

一、龍王がなし、雨たばうれ、雨降てほさつやしなやうれ、かみしも揃て、願やべら。

この伊波の説明文による限り、「御すじ之御前」「御火鉢之御前」の儀式には国王が同席していたこと、またその儀式の場では、聞得大君をはじめ大あむしられ、掟・作事あむしられにも三度水をかけており、「雨乞日記」の記事とは異なっている。『球陽』[球陽研究会1974]の尚貞5年(康熙12、1673)条(巻7-463・464)によれば、知念・玉城・久高への行幸が廃止されるとともに、聞得大君御殿および首里殿内への行幸も廃止されているので、伊波が参照した「聞得大君御殿之御願公事帳」は1673年以前のものであったのかも知れない。

なお伊波は「聞得大君御殿之御願公事帳」の中の「雨乞御願の御庭御飾の図」も紹介していて、それには御庭における祭壇、水を入れた大桶二つと竹の葉、親方以下御拝人数の着座位置が描かれている。

③ 三平等殿内における雨乞規式

雨乞当日は、聞得大君御殿での御規式が済むと、御拝人数は親方部を先頭に7人づつに分かれて、首里殿内、儀保殿内、真壁殿内にそれぞれ参向し、各あむしられがオタカベをした後、四ツ御拝、三十三拝、立居の九拝を行う。

首里は「首里三平等」と称する、南風の平等(桃原・大中・当蔵・鳥小堀・赤田・崎山)、西の平等(汀志良次・赤平・上儀保・下儀保・久場川)、真和志の平等(真和志・町端・山川・大鈍川・与那覇堂・立岸・金城・内金城・寒水川)の区域からなり、それぞれの地域の祭祀を掌る女性神職として「首里の大あむしられ」「儀保の大あむしられ」「真壁の大あむしられ」が一人づついて、「三平等の大あむしられ」と総称されていた。その邸宅が首里殿内、儀保殿内、真壁殿内である。

王府雨乞の際には、啓健・中日・満散ごとに三平等の各村を割り当てられた。同治12年「雨乞日記」によれば次のようになっていた。

啓健：首里殿内(赤田・当蔵)・儀輔殿内(汀志良次)

真壁殿内(山川・大鈍川・与那覇堂)

中日：首里殿内(鳥小堀・大中)・儀輔殿内(赤平・久場川)

真壁殿内(真和志・町端・立岸)

満散：首里殿内(崎山・桃原)・儀輔殿内(上儀保・下儀保)

真壁殿内(寒水川・金城・内金城)

また三平等の各村では、当初、百姓一家内から一人づつを雨乞勤め人として出していたが、道光12年9月の雨乞の時から、村々の男女を年長者より21人選び、男は色衣装に冠、女は装束を着て勤めさせることになった(咸豊10年「雨乞日記」)。勤め人は村の地頭の監督の下、それぞれの殿内へ行き、大桶二つに水を汲み入れておくなどの作業をした。

④ 龍王堂・天尊堂における雨乞規式

龍王堂は当初、那覇港口の中見城(中三重城)に建てられていた。「唐榮旧記」(『琉球

『国由来記』巻9)は、龍王堂がいつ創建されたかは不明としながらも、龍王が風雨の神として航海の際に祀られていることから、同じ航海の守護神である天妃廟と同じ頃に建てられたであろうと推測している[外間守善・波照間永吉 1997: 巻9-6]。しかしその後、中見城から久米村の上天妃廟の境内に移転された。「那覇由来記」(『琉球国由来記』巻8)によれば、龍王は雨を司る神であり、最近では旱魃が多いので、破損している中三重城にある龍王堂を修理して雨を祈るべきであるとの訴えがあり、この場所は人里離れていて堂を維持管理に問題があるとして、上の天妃廟内に移したという(外間守善・波照間永吉 1997: 巻8-3)。その時期については触れていないが、「琉球国創建天尊廟天后宮竜王殿関帝祠総記」(沖縄県教育委員会 1985: p. 50)によれば、崇禎(1628~1644)初年の頃のものである。なおこの「総記」には龍王堂を「五方竜神之殿」と称したことも見える。

天尊とは、本来、道教の最上位に位置する神々に対する尊号であるが、琉球における天尊は雷を司る「九天応元雷声普化天尊」のことでされる¹³⁾。「唐栄旧記」は「天尊者、護国庇民天神也」と説明しているが、これは清朝において雷神が「護国佑民」の神として信仰されていたためであろう¹⁴⁾。「唐栄旧記」はまた、この神を祀るのは「中華の人」だけであることから、永楽年間(1403~1424)に琉球国に移住した閩人三十六姓が建てたものであろうとの考えも述べている。なお天尊堂の場所は、「唐栄旧記」には久米村の西の門の外とあるが、『中山伝信録』巻四にはより具体的に護国寺の下と見える。

龍王堂・天尊堂で王府雨乞が行われるようになったのは恐らく天妃廟内に移されて以後のことであろう。『阿姓家譜』(那覇市歴史博物館所蔵)の康熙35年(1696)2月に「炎旱酷患_一稼稿_一、因為_レ零。為_二法司名代_一詣_二天尊堂龍王堂_一也。時中途如_二法司列_一也」と見えるのが最も早い例である。

さて道光12年の「雨乞日記」には、龍王堂・天尊堂における雨乞規式が見える。

啓健の日には、すでに前日に下庫理から通達されていた三司官・御双紙庫理・座敷・当・勢頭・里之子・筑登之一人づつの都合7人の雨乞勤め人数は、朝衣に冠(里之子・筑登之は朝衣のみ)の装束で五ツ時分(午前8時頃)には上の天后宮へ到着し待機する。

那覇・久米村の勤め人も同所へ集合する。三司官は那覇・久米村役人から提出された「暇乞人数書」に目を通した後、龍王堂・天尊堂において雨乞物籠を仰せつかった人数に読経を始めさせる。

「唐栄旧記」には、「禱雨之時、于_二天尊・龍王二廟_一、大夫乙員・都通事二員・黄冠通事二員・通事乙員・秀才乙員、每廟七人焼_レ香、誦_二太上玉樞宝経・大上洞淵説・請雨龍王三品経_一」とある(外間守善・波照間永吉 1997: 巻9-19)。物籠人数は『球陽』や「雨乞日記」では、久米村の大夫を筆頭に7人であることしか知りえないが、これにより、大夫以外のメンバーが都通事2人・黄冠通事2人・通事1人・秀才1人であったことがわかる。また読誦した経典が太上玉樞宝経と大上洞淵説請雨龍王三品経であったことも明らかとなる。「太上玉樞宝経」は道教経典の『九天応元雷声普化天尊玉樞宝経』、「大上洞淵説請雨龍王三品経」は『太上洞淵説請雨龍王三品経』のことと指摘されている¹⁵⁾。

物籠人数の読経が済むと、長史(久米村役人)から御拝座に着座するよう案内があり、全員龍王堂に出向き、三司官は手水を遣り、真正面の龍王の前で立御拝してから着座。諸官が堂内から庭へ順々に着座したところで、当・秀才(久米村役人)が捧げ持ってきた御香と御酒を、三司官はこれを頭上に捧げて、彼等に渡し、各々龍王の前に供えしめ、諸官一同は五ツ拝みを行う。親雲上一人が出てきて、龍王に対して疏文を読み上げる。

それが済むと、三司官をはじめ御拝人数は、立ったまま三百三十三拝・立居の九拝をなす(なお、それぞれの御拝の時、当・秀才が竹の葉で御拝人数に水を三回かける)。三司官が正面の庭に向いたところで、当と秀才が紙焔を正面に直して打紙(紙銭)を焼き上げ、疏文を捧げ持参するので、三司官はこれを受け取り、直ちに焚き上げる。また龍王堂に供えた御酒は、当が一つの盞(さかづき)に混ぜて捧げ持ってきて、これまた三司官が打紙を焼いて祭り、全員で五ツ御拝を行う。三司官が東表に着座したところで、龍王堂内に着座している人たちにお酒を振る舞い、お供えのお菓子をご馳走する。

この後、那覇・久米村の役人各1人と勤め人数は、親方部を先頭に龍王を久米村の爬龍舟に乗せて豊見城へ行くグループと、三司官を先頭に天尊堂へ行くグループとに分かれるが、龍王を豊見城へ請じる御規式も済ませた後、三司官のグループは天尊堂へ行き、龍王堂と同じ御規式を行う。すべてが済んだところで、八ツ時分(午後2時頃)には登城し、下庫理当の取次で、事の一部始終を王へ報告する。

中日は、三司官の下向はなく長史が登城し雨乞勤めの一部始終を言上することになっている。

満散も、啓健と同じく龍王堂・天尊堂へ参向するが、龍王を豊見城へ請う規式や疏文を読み上げ、それを焚き上げる勤めはない。

⑤ 豊見城における雨乞規式

豊見城での雨乞については『琉球国由来記』[外間守善・波照間永吉 1997: 卷 12-84]に詳細な記事があり、初日、龍王殿から豊見城へ向かったグループのその後の動向がわかる。

まず那覇の役人(那覇里主か御物城かのどちらか)・久米村の役人(久米村長史)各1人は、久米村爬龍舟に乗せられた龍王¹⁶⁾を豊見城の城内の真正面に安置する¹⁷⁾。そしてその前に香焔一つ、酒台・菓子盆それぞれ一通を飾り立て、公費によって用意された御甕酒 10 沸、御花米 9 合、線香 30 本をお供えする。久米村役は豊見瀬嶽・ホバナ嶽・ヒララス嶽でも御焼香し、那覇・久米村の役人、豊見城間切の両惣地頭・間切の有位者・サバクリが朝衣冠の装束で御拝を行う。また両惣地頭が持参した食籠をご馳走した後、龍王に水を上げ、巫全員で雨乞にあたったとある。

ところで、何故、龍王を久米村爬龍舟に乗せて豊見城に請うようになったか、すでに『琉球国由来記』が成立する 1713 年頃にはすでにわからなくなっていたようであるが、手がかりは那覇ハーリーにおける豊見城上りの神事であろう。

『琉球国由来記』[外間守善・波照間永吉 1997: 卷 12-82]には、毎年 5 月 4 日には、那

覇・久米村・泊の爬龍舟が豊見城へ参り、その時、按司は豊見瀬嶽の御イベの御前に線香・花米・五水を供え、巫がオタカベをなし、爬龍舟人数もツヤ（津屋）という所から豊見瀬嶽へ向かって御拜をなし、按司より食籠・焼酎がふるまわれたことが見える。この豊見城上りの神事に注目し、那覇ハーリーの起源が豊見城の漫湖周辺の住民が行っていた海神祭にあることを説いたのは渡口真清であるが¹⁸⁾、比嘉実はこれを受けて、豊見城の城内の嶽々で雨乞祈願が行われるのは、那覇が形成される以前、漫湖周辺の人々が行ってきたことの名残りではないか、すなわち雨乞の時、マレビト（神）を招来する船漕ぎの神事があったが、それが雨を司る中華伝来の龍王に取ってかわられたと推察している¹⁹⁾。

龍王が三日間、「零壇」に置かれてあったかどうかは不明だが、恐らく龍王に対する儀式は初日のみで、中日には、親方部以下は再び龍王を久米村爬龍舟に乗せて帰還し、龍王堂へ再び安置したものと想像される。

二日目には村々嶽々でも雨乞が行われ、満散には、豊見城間切の巫・掟アム・位衆・サバクリが集まって珠数大アスメ（珠数浜にある古より神と崇められてきた石）の前でオタカベをなし、その後、鍋で潮水を汲んで大アスメにかけ、その鍋を保栄茂^{ほえむ}ノロが頂上に載せて七回廻って雨乞をする。一見奇妙な習俗のようであるが、『久米仲里旧記』[久米島仲里間切 1703] 所収の、大雨乞う時に儀間浜とああらはまで謡われる「くいにや（クエーナ）」[外間守善・玉城政美 1980: p. 174] には、

あらさきの大ころう	新崎の大男が
まころくか	真男子が
みななへは浮て	みな鍋を浮けて
ゆなへは浮て	ゆ鍋を浮けて
五めぐりめぐて	五廻り廻って
七めぐりめぐて	七廻り廻って
雨ふらちへたまふれ	雨を降らして下さい
いぶふらちへたまふれ	いぶを降らして下さい

とあり、鍋を浮かべて五廻り、七廻りすることが謡われている。また比屋定村志村^{おひや}の大親家おへい并満瀬堂^{まんせ とまり}泊で唱えるオタカベ [外間守善・玉城政美 1980: p. 46] には、大ごろう（ここでの対語はあがころう）が「すすなべ（煤鍋）かめて（戴いて）、かななべ（金鍋）かめて」とあり、類似の習俗は他の地域でも想定されるが、珠数ノ大アスメ信仰は豊見城独自のものであろう。

『琉球国由来記』[外間守善・波照間永吉 1997: 卷 12-84] には珠数大アスメに対して述べるオタカベも記されている。

珠数ノ大アスメ 天ノ大テダ 龍宮ノ神 アイチナリ メショワチヘ 雨フラチヘ
御タボイショワチヘ 諸人万民 養シナワチヘ 御タボイメショワレ

ここでの「龍宮ノ神」は龍神ではなく、琉球の固有神ニライカナイの神で、この珠数

ノ大アスメへの祈願は、豊見城では間切として行われてきた伝統的な雨乞儀礼であろう。

ところで、王府雨乞の時は諸間切においても雨乞を行うよう通達している。各間切ではそれぞれ地域的な特性を生かした儀礼が行われていたであろう。その中で豊見城間切のみは、王府主導の龍王招請しての雨乞が重層的に行われていたことになる。

⑥ 寺社における雨乞

臨濟宗寺院の円覚寺では大般若経を読誦する。大般若経は鎮護国家、除災招福のための經典で、祈雨のための転読例としては平安時代まで遡る²⁰⁾。日本本土でも雨乞において大般若経を転読した例がある²¹⁾。

真言宗の護国寺における雨乞では、恐らく祈雨の真言が唱えられたであろうが、それがどういうものであったのかはわからない。

なお『球陽』や「雨乞日記」には、王府雨乞の時に「泊并祝部・諸間切」でも雨乞を行うことが見える。泊村や間切と並列して神職の祝部が書かれているのはやや不自然であるが、ここでは祝部による琉球の七社における雨乞祈願とみておく。1608年に刊行された袋中の『琉球神道記』[横山重 1936: 巻5]によれば、当時の琉球には、波上宮・沖宮・天久宮・末吉宮・識名宮・普天間宮・安里八幡宮の七社があった(後に金武宮を加えて琉球八社と称される)。七社の中で最も上位に位置していたのが波上宮で、大夫1人・内侍1人・権祝部2人・宮童1人の神職が置かれ、他の六社には祝部・内侍・宮童がそれぞれ一人ずつ置かれていた。

祝部が雨乞祈念にも関わったことが知られるのは、『新参利姓家譜』(個人蔵、浦添市立図書館沖縄学研究室コピー複製本所蔵)一世智安²²⁾の次の箇所である。

乾隆二十六年辛巳正月二十五日、祈雨時、因_二波上山大夫康氏山里親雲上権名_一、求_二願書儀伏等之式_一、智安、尽照伝_二受之法_一、教_二之諸祝部_一、皆従_二其法_一而行焉。

乾隆26年(1761)に雨乞が行われたことは、法政大学沖縄文化研究所蔵『琉球史料』から知られる。その巻之66「風俗」神事巫祝の項には、

同(神)第8号 宝曆辛巳十一年 清乾隆二十六年正月

同(久米村例寄帳)二集第七

一 雨乞日撰定及ヒ規式手續之件

とあり、以下、第9号「雨乞ニ付龍王天尊物籠読経之者斎戒之件」、第10号「雨乞規式及ヒ疏文並雨乞之歌等之件」、第11号「雨乞結願規式及ヒ祝文一件」と、文書の表題が見える。『新参利姓家譜』によれば、その時、智安が波上宮の元大夫の山里親雲上権名から伝授された法を諸祝部に教え、祝部はそれに従って規式を行ったとある。ちなみに智安は当時識名祝部であったが、翌乾隆27年に大夫に叙せられている。

以上が通常の雨乞の内容である。但し三日間の雨乞を終わっても、雨が降らない場合は、禪家・聖家・社家が願い出て三日間の祈念を行うことになっていた。禪家は臨濟宗、

聖家は真言宗のことである。また社家は神職を出す家筋のことであるが、史料によって確認される琉球の社家は、康姓・新参利姓・双姓・密姓・項姓・欒姓・葭姓・達姓などである²³⁾。

道光12年の「雨乞日記」によれば、8月6～8日の雨乞にもかかわらず、雨が降らなかったため、13日に評定所から寺社座へ次のような通達を出している。

此間雨乞被仰付候得共、雨降不申候付、明後十五日より十七日迄禪家・聖家又者社家中自分造作ニ而雨乞御祈念仕度旨各書付を以被願出候付、願通被仰付度旨、被達上聞相済候間、此段到通達候、以上

これによれば手続きとしては、禪家・聖家・社家が8月15～17日の間、自ら雨乞祈念をしたい旨を文書で申し出て、それを受けて評定所では願いの通り実施したい旨を国王に伝え、認可を得た上で実施している。

同日記には、その結果、翌日から雨が降り出したとある。

咸豊5年にも同様なことが行われている。『球陽』[球陽研究会1974: 卷22-1979]には、

此の年正月下旬以来、旱魃災を為し、雨沢降らず。四月初三日より以て初五日に至るまで、例に照らして雨を祈る。

とあるが、『琉球王国評定所文書』[琉球王国評定所文書編集委員会1993]所収「年中各月日記」の「四月中日記」には、「雨乞之事」として次のような付記が見える(9巻-98)。

旱ニ付此間雨乞被仰付候得共、雨降不申候付、今日より来ル十七日迄、禪家・聖家・社家中自分ニ而雨乞御祈念仕度旨願出、其通言上相済候処、雨降候付、右雨乞被召留候。委細別冊ニ相見得候事。

これによれば、禪家・聖家・社家からの申し出があり、王への言上も済んでいたが、直前になって雨が降り、このときは中止になったようである。

なお「聞得大君御殿之御願公事帳」[伊波1922: pp. 61-62]、「久米村雨乞御双紙」(道光12年「雨乞日記」)、「久米村雨乞日記」(同治2年および同治12年の「雨乞御結願日記」)、「那覇筆者方日記」(「福地家日記」)の存在は知られていたが、道光12年「雨乞日記」によれば、「御庭御規式之次第」は下庫理の日記に、「円覚寺・護国寺・社家中より勤之次第」は寺社座の日記に、「聞得大君御殿、三平等、那覇・泊・久米村勤之次第」はそれぞれの日記に委しいことが見えるとある。したがって関係部署では評定所からの通達を受け、実際に対応したことを記した日記が作成されていたようで、それには自らの部署が関わる準備段階から雨乞期間中の詳細な事柄が記されていたであろうが、残念ながらいずれの文書も残っていない。

2. 大旱時の雨乞

雨乞の効験がない時は、2度、3度雨乞が繰り返された。しかし数度の雨乞にもかかわらず降雨がない場合、まさしく大旱魃の時は、国王行幸による雨乞と幽魂鎮めの埋骨が行われた。

2-1 行幸雨乞

① 弁之御嶽・雨乞之御嶽における雨乞規式

弁之嶽は鳥小堀村（鳥堀町）にある。嘉靖22年（1543）の「国王頌徳碑」〔沖縄県教育委員会1985：p.236〕に、「御たかへ（崇べ）しよわるもり（森）あり。たいり（内裏）よりひかし（東）にあた（当）りて、へんのたけ（弁の嶽）といふ。これハ、きこゑ大きみ（聞得大君）・きミ（君）々・かミ（神）・ほとけ（仏）の御あそひ（遊び）めしよわるどころ（所）」とあるので、1543年以前から存在しているが、1713年成立の『琉球国由来記』〔外間守善・波照間永吉1997〕には大嶽と小嶽ノ御イベ、それに斎場御嶽望御祭所の三ヶ所の拝殿が記されている（巻5-36・37・38）。そして小嶽ノ御イベの箇所には「旱之時、為_レ零。聖上、有_二行幸_一也。及_二大旱_一之時零ニ、知念・玉城行幸ノ時、三日前、御参詣有_レ之也」とあり、雨乞の時、国王が行幸し、雨乞のため知念・玉城へ行幸する時も、三日前にここを参詣することになっていた。

雨乞之御嶽は末衛増嶽ともいい、崎山村にある。『琉球国由来記』には「此嶽、大旱之時、為_レ零。聖上、有_二行幸_一也」（巻5-34）とあり、大旱の時、雨乞之御嶽に国王が行幸することになっている。

『球陽』〔球陽研究会1974〕尚育6年（道光20、1840）条（巻21-1789）には、この年は旱魃がひどく、雨が降らないため、2月15日～17日の間、弁嶽・零嶽に官を派遣して代祷、園比屋武嶽に於ける祝女の念呪および親方をはじめ官僚七人の拝謁、訖りて龍潭に到り龍舟に坐駕して祷雨せしめ、その他の御嶽は各々祈祷するよう告げたとある。

この時の雨乞における下庫理の「雨乞御代参公事」が「雨乞日記」の一つとして尚家文書に残されているので、それによって当時の雨乞の様子を見ておこう。

御名代が五ツ時（午前8時頃）に弁之御嶽の拝殿に到着すると、大嶽・小嶽・さやは表（『球陽』巻5-38に見える「斎場御嶽望御祭所」）で三平等大あむしられ等がオタカベをする。それが済むと御名代をはじめ召付きの親方が三ヶ所の拝所で四ツ御拜・三十三拜・立居の九拜を行う。三平等大あむしられ達がオタカベをし名代が御拜をしている間、神歌が謡われる。

弁之御嶽での規式が終わると、次は雨乞之御嶽へ向かうが、そのコースは王城南東の継世門（赤田御門）前から崎山御嶽前を通る道である。

雨乞之御嶽での規式は弁之御嶽より荘厳で、王子衆・按司衆・三司官・三司官座敷・

親方部・御物奉行・申口・申口座・吟味役・座敷当・当座以下筑登之座敷が総出で迎え、弁之御嶽から御名代が到着するとまず一礼をなし、お棧敷に着くと、また一礼をして各自座に着く。

尚家文書の「雨乞御代参公事」（道光20年）に見える図によれば、御棧敷は雨乞之御嶽の裏手にあたる東方に設営されており、そこから雨乞之御嶽の前庭に敷かれた御拝筵へ移動し、次のような規式が行われた。

まず三平等大あむしられ達がオタカベをなす。その後、御名代をはじめ全員が御拝を行う（御拝の次第は弁之御嶽と同じ）。それが済むと、大あむしられ達が丹後（大桶）の水を竹の葉で掛け上げる。オタカベが始まって水かけまでの間、神歌が謡われる。

以上のことが済むと、御名代以下吟味役まで再び御棧敷へ戻り、そこでお酒・お茶を振る舞われる。

雨乞之御嶽での規式が滞りなく終わり、御名代がお帰りの際には、王子衆以下が最前の通りまでお見送りをし、御城・聞得大君御殿・そのひやふ御嶽の勤め人以外は解散となる。御名代は継世門より入り美福門を通過して下庫理の取次によって国王に首尾を報告した。

いうまでもなく弁之御嶽と雨乞之御嶽での雨乞は啓建のみで、恐らく午前中で規式は終了したと見られる。

ここで注意しておきたいのは、『琉球国由来記』が成立した1713年当時弁之御嶽と雨乞之御嶽での雨乞には国王が行幸することになっていたが、この時期には国王自ら雨乞に参加することはせず名代によって執り行われていることである。しかしこのことから国王の行幸がなくなったと即断することはできない。『球陽』[球陽研究会1974]によれば、の尚泰王10年（咸豊7、1857）には、3月の雨乞に国王が雨乞嶽並びに弁嶽に参詣しているからである（巻22-2006）。ちなみにその年の6月にはこの時の雨乞に対する報祭すなわち結願が行われているが、それにも国王は親しく参詣している（巻22-2007）。

したがって道光20年の名代の派遣は、国王によほどの事情があったためと見るべきであろう。

さて御名代をお見送りした後、親方部を筆頭に三七人（21人）は御城へ、三七人（21人）は聞得大君御殿へ、7人はそのひやふ御嶽へ向かう。そして首里城内、国中城御嶽、聞得大君御殿、首里殿内・真壁殿内・儀輔殿内、龍王堂・天尊堂でも雨乞儀礼が行われているが、その御規式は通常の雨乞のものと同様である。

但し、そのひやふ御嶽では、啓建・中日には朝と晩の二度、満散には朝一度のみ、三平等のあむしられ達がオタカベをする。その後、親方部を筆頭に7人は四ツ御拝・三十三拝・立居の九拝を行う。

弁之御嶽・雨乞之御嶽へ行幸する時の雨乞では、啓建と中日の晩に魚小堀（龍潭）で爬龍舟漕ぎの儀礼があるが、少なくとも、そのひやふ御嶽の御拝人数はその龍舟に乗ることになっていた。

ところで龍潭での爬龍舟漕ぎは、冊封使来琉時の9月9日の重陽節に行われたため、

冊封使録にそのことが記されている。すなわち龍舟は三隻（那覇・久米村・泊）で、長さ
は三丈余、船首と船尾はほぼ龍の形になっていたという。また一隻の龍舟の漕ぎ手は 28
人で、舟の前後に五色の長旗を持つ童子、中央には太鼓を打つ童子、船首には銅鑼打ち
の小童がそれぞれ乗っていて、銅鑼・太鼓のリズムに合わせて「龍舟太平歌」を斉唱し
たという。同治5年「冠船之時御座構之図」（沖縄県立博物館蔵）や徐葆光『中山伝信録』
巻第2には、その時の様子を描いた図が見える〔那覇市役所企画部市史編集室 1997:
p. 103〕。

雨乞の時の舟漕ぎもこれと似た光景をイメージしてよいであろう。ただし斉唱する歌
は「雨乞歌」である。なお龍潭で船漕ぎが行われている時分、下庫理や首里城の御庭で
は神歌が謡われた。

② 知念・玉城における雨乞規式

『球陽』[球陽研究会 1974]の尚貞 28 年(康熙 35、1696) 条(巻 8-601)には、春の 3 ヶ
月もの間、旱魃で田野は乾涸し、しばしば雨乞を行っているが、その効験が現れないの
で、国王は知念・玉城に行幸し雨を祈ったとある。知念・玉城に実際に行幸したことが
知られる記事はこれが唯一であるが、『女官御双紙』[小島櫻禮 2005: pp. 32-33]には知
念・玉城への雨乞行幸の規式が見える。

それによると、まず行幸の三日前に国王は冕の嶽へ参詣する。大台所から持参した御
祝物をお供えした上で、オタカベをしておくよう申し伝えておく。そして国王が大嶽拝
殿へ着くと、三平等あむしられは御イべの前で香を上げ、国王は拝殿の前で御拝をなし、
下のおさすかへ着座する。その後、小嶽の御いべの前でも御拝し、帰城する。

知念・玉城へ出発する日は、赤田待口を経て与那原村の仮屋へ着き、それから「知念
さやはの御嶽」（斎場御嶽）へ行く。このコースは聞得大君の御新下れと同じである。「さ
やはの御嶽」では知念大のろくもいがオタカベをし、国王は御拝をなす。御五水（神前
に供えるお酒）は首里の大あむしられが上げる。その後、知念城内の「あさな御嶽」へ
行幸し御拝する。この日は知念城の御殿で宿泊となる。そこでは召付き一行へ振る舞い
がなされるが、その間、知念のろくもいによるクエーナが謡い躍られる。

翌日、玉城の「雨辻」へ行幸し、同様の御規式を行い、御城へ還御する。

ただ『琉球国由来記』[外間守善・波照間永吉 1997]によれば、国王の雨乞行幸先は、
知念間切の場合「城内友利之嶽」「大川」（知念村）・「サイハノ嶽」（久手堅村）となっ
ている（巻 13-310・331・313）。ここでは知念城内の御嶽が「あさな御嶽」から「友利之
嶽」に代わり、「大川」が加わっている。また玉城間切の場合は「雨粒天次」「玉城巫火
神」（玉城村）・「アイハタ嶽」（百名村）となっている（巻 13-354・359・394）。『女官
御双紙』の「天辻」は「雨粒天次」と見て間違いないが、「玉城巫火神」と「アイハタ
嶽」が新たに加わっている。

2-2 屍骨の収拾と埋骨

国王の行幸によってもなお効験がない場合の究極の雨乞として、野ざらしになっている骨を拾い集め土中に埋める。

『球陽』[球陽研究会 1974]の尚貞 28 年(康熙 35、1696)(巻 8-601)条によれば、国王の雨乞行幸にもかかわらず、終に雨は降らず、

是れに由りて、王、仁慈を発して屍民に恩沢し、竟に首里・泊・久米村・那覇・諸郡邑等の処をして、人の屍骨の山野に投棄し日に晒し雨に湿る者を拵て皆之を地中に収埋せしむ。

と、山野に放置されている屍骨を収拾し埋土したら、「則ち数日を閑せずして雲四野に起り、油然として大いに雨ふる」とある。

また『球陽』[球陽研究会 1974]の尚育 6 年(道光 20、1840)条(巻 21-1788)には、前年の 9 月 18 日~20 日、10 月 18 日~20 日、さらに当年 1 月 9 日~11 日の 3 度にわたる雨乞でも雨が降らなかったため、散骨を収拾して土中に埋めさせたことが見える。

『球陽』[球陽研究会 1974]の尚泰 10 年(咸豊 7 年、1857)条(巻 22-2005・2006)によれば、前年の 12 月 20 日から 22 日まで雨乞が行われ、今年 2 月 29 日から 3 月 1 日まで再び雨乞が行われたが、効果がなく 3 月 13 日に国王自ら雨乞嶽と弁嶽に参詣して雨を禱り、龍潭において龍舟の競争を行わせている。さらに檄を國中および付近の諸島に発し、山藪を巡察して暴骨を拾い集め埋葬して魂を供養し、大破し屍骨が露出したまま放置されている墓で、修理すべき子孫が絶えていないものに修葺を加えて幽魂を安んぜしめたところ、4 月になって大いに雨が降ったとある。

J・G・レイザーの報告によれば、中国では屍体が未葬のまま放置されると、その靈魂は雨に晒されないように全力を尽くすため、それが功を奏して旱魃を引き起こす場合があると信じられており、それで靈魂の祟りを除いて雨を降らせるために未葬の遺骨を葬ってあげる慣習があるという²⁴⁾。

琉球でも、旱魃を野ざらしとなっている屍骨の靈魂のしわざだと信じ、「王、仁慈を発して屍民に恩沢し」、その祟りを鎮めることで雨を降らせようとしたのである。

3. 雨乞と歌謡

3-1 神歌

『琉球国由来記』[外間守善・波照間永吉 1997]の「御唄」の箇所には、主取 1 員、親雲上 6 員、勢頭部 6 員と官人の員数と、次のような記事が見える(巻 2-92)。

謡_F(中略)雨乞之時、御座且御庭、同雨乞、知念齋場・玉城雨粒・雨乞之御嶽・弁之御嶽行幸之時、御唄_E也。

これによれば、雨乞の時に御座と御庭で謡われる御唄と、雨乞のため知念齋場・玉城

雨粒・雨乞之御嶽・弁之御嶽行幸の時の御唄があったことがわかる。なお「雨乞日記」には神歌と雨乞歌は区別されており、神歌親雲上、神歌勢頭部が神歌を謡っていることから、ここでいう御唄とは神歌のことであることがわかる。

『琉球国由来記』にはもう一箇所、御唄に関する記事が見える。礼楽門の「御唄」（巻4-25）である。

御唄^{神歌}

当国、御唄者、神代之歌也。言葉少、情尽タリ。謡_二長詠_一也。於_二王朝_一奏_レ之。知念・玉城行幸之時、路次謡也。詳御唄御双紙見タリ。[舞ハ、コネリト云。遊、鼓ヲ打也]

ここでは御唄を明確に神歌とした上で、知念・玉城行幸の時に謡われる路次歌であると書かれている。知念・玉城への行幸は、かつて4月の稲のミシキョマにも行われていたが、1673年、羽地朝秀の時代に廃止されているので（「羽地仕置」[沖縄県沖縄史料編集所1981: pp.3-57]）、1713年に編集された『琉球国由来記』に見える知念・玉城への行幸は、雨乞の時に限定される。したがってこれは前掲巻2-92に、「同雨乞、知念斎場・玉城雨粒・雨乞之御嶽・弁之御嶽行幸之時」とあるのと同じ説明ということになる。

それではこの御唄（神歌）はどういうものであったか。一般に琉球の神歌といえはオモロのことである。ところが「おもろさうし」には雨乞に関するものがほとんど収められていない。明確に題名から雨乞オモロと断定できるのは、『おもろさうし』[外間守善・西郷信綱1972]所収の次の「雨乞の時のおもろ」（巻22-1546）が唯一である。

一 やとりこしらいや
 めす川の 真清水
 乞^こゑが おわち
又 杜^{もり}のこしらいや
又 みるや轟^{とど}るきや
又 かなや轟^{とど}るきや
又 按^あ司^ち 栄^はす 鳴^なり清^きら 降^おるち
又 主^{しゅ} 栄^はす なよす 捧^さげて

また、長雨を止めるために詠まれた次のオモロ（巻1-19、巻3-50）も、本来は雨乞のオモロであったと指摘されている²⁵⁾。

一 聞^き得^こ大^お君^きぎや
 今^け日^よ 降^ふらす 雨^{あめ}や
 京^{きや}の 内^{うち}庭^{みや}に
 金^{かね} 降^ふり満^みちへて
又 鳴^と響^よむ精^せ高^{たか}子が

又 ^け今日^おの^よ良^ひかる^ひ日に
又 ^け今日^おの^ひきよ^ひかる^ひ日に

この二種の雨乞オモロが、雨乞の時「御座且御庭」で謡われていた可能性もある。

一方、『おもろさうし』[外間守善・西郷信綱 1972]所収の「知念久高行幸之御時おもろ」と題する一連のオモロの中に「玉城^{あまつ}天頂にて」というオモロがある(巻 22-1541)。

一 ^{あまつ}天頂^は 雨たもす 濡らね
^{あまつ}天頂^は あいつまは いきやかせ
又 ^{あまつ}天頂^は くれたもす 濡らね

玉城^{あまつ}天頂が『女官御双紙』に見える「雨辻」、『琉球国由来記』に見える「雨粒天次」であることは疑う余地はなく、また詞章が祈雨にふさわしい内容であることなどから、もともと玉城アマツツ御嶽で雨乞の時に謡われていたオモロであったものが、知念久高行幸の時のオモロにも転用された可能性が高い。

弁之御嶽、雨乞之御嶽、知念斎場御嶽についてもそれぞれこのような独自の雨乞オモロがあったのであろうか。

しかしながら聞得大君御殿ではオモロではなく、「こゑな」が謡われたことが同治 12 年の「雨乞日記」によって知られる。伊波普猷 [伊波 1922: p.62] も「コエナという歌をうたふ」と述べているので、伊波が引用した「聞得大君御殿之御願公事帳」に見えていたに違いない。

コエナはいわゆるキューナで、今日の南島歌謡研究によれば叙事的歌謡のジャンルに含まれるが、当時としてはキューナも神歌と意識されていたことは十分想定できよう。

久米島には雨乞に関する古歌謡が多く伝えられているが([沖縄久米島調査委員会編 1983: pp.6-39])、王府雨乞で謡われた神歌としてのキューナそのものはほとんど残っていない。「雨乞日記」や『女官御双紙』等、王府雨乞に関する史料にはオタカベや雨乞歌に比べて不思議と神歌の詞章は見えないのである。ただ『久米仲里旧記』には同じ拝所の雨乞の「御たかへ言」(オタカベ)と「くいにや」(キューナ)の双方が見え、両者の比較によってオタカベとキューナの関係がわかる。外間守善は、オタカベとキューナの内容はほとんど同じで、呪詞としてのオタカベから叙事歌謡への発展が見られると指摘している²⁶⁾。

したがって、伊波が紹介している聞得大君御殿におけるオタカベを叙事詩的にしたのが雨乞の時謡われるキューナ(神歌)だと推測する他はない。

3-2 雨乞歌

「雨乞日記」によれば、雨乞歌は首里城および聞得大君御殿の御庭で、御拜人数への水かけの時に謡われた。同治 12 年の「雨乞日記」には、次のような雨乞歌を載せている。

一龍王かなし雨たはふれ 雨降て五穀やしなやうれ 雨たはふれ龍王かなし
一龍王かなし雨たはふれ 雨降てふさつやしなやうれ かみしも揃とて願やへむ

ちなみに、龍王は中国の風雨の神である龍神のことで、福建地方では早魃の時に龍神に祈願する習俗があり²⁷⁾、それが沖縄にも伝えられたものである。龍神が龍王になったのは仏教の影響であろう。「ふさつ」は菩薩で、ここにも仏教の用語が見える。「龍王かなし」の「かなし」は、琉球国王を「しより天がなし」と呼ぶのと同じ接尾愛称語である。降雨の神が龍王であるとの考えは地方へも伝播し、各地の雨乞歌にも見える。

4. 雨乞結願

神仏に対して立願があり、それが成就すると願解きが行われる。いわゆる結願であるが、『球陽』の記事には「禱雨の願を還す」とか「禱雨の報祭を行う」などとある。

『琉球史料』巻66「風俗」（法政大学沖縄文化研究所蔵『琉球史料総目録』）には、乾隆26年（1761）のこととして、「雨乞日撰定及ヒ規式手続之件」「雨乞ニ付龍王天尊物籠読経之者斎戒之件」「雨乞規式及ヒ疏文並雨乞之歌等之件」と並んで「雨乞結願規式及ヒ祝文一件」が見え、雨乞結願は少なくとも乾隆26年まで遡ることが知られる。

ところが『球陽』[球陽研究会1974]尚泰10年（咸豊7、1857）6月24日条（巻22-2007）には次のようにある。

向例は、靈嶽・神宮等の処に於て雨を禱るも、報祭を行ふこと無し。今般主上、旨を降し、諸官をして中華の典礼に依照して尽く報祭を行ふを議定せしむ。乃ち六月二十四日に、親しく雨乞嶽併びに弁嶽に詣り、始めて報祭を行ふ。其の余の靈嶽・神宮等の処は、或いは官を遣はし、或いは禪家・聖家をして報祭せしむ。

これによれば、靈嶽・神宮等での雨乞の報祭はそれまで行われていなかったようである。そこで諸官をして中国の典礼に照らして報祭を行うことを定め、弁之御嶽と雨乞之御嶽には国王が自ら行幸し、その他の靈嶽や神宮等には官を派遣するか、禪家・聖家の僧侶をして報祭せしめたというのである。

尚家文書には、その後の同治2年（1863）と同12年（1873）の「雨乞御結願日記」が存在する。以下、雨乞結願の規式について見てみよう。

実施に至る手続きは雨乞祈願の時とほぼ同じであるが、通書役から三司官へ届けられた日選書を国王の元へ参上し裁決を仰ぐことはせず、三司官が決定し国王に言上した後、関係部署へ通達する。但し結願の時には豊見城間切両惣地頭は含まれない。

結願の規式は、雨乞の時と同じく、御内原御火鉢之前、城内10御嶽・そのひやふ嶽・国中城、聞得大君御殿、三平等御殿、円覚寺・護国寺、龍王堂・天尊堂で行われ、一日で終了する。

龍王堂における御規式は、同治2年の「雨乞御結願日記」によれば次の通りである。

三司官以下7人の御拝人数は朝衣冠の装束で四ツ頭（午前10時頃）に龍王堂に到着すると、久米村長史からまずお供え物を奉るよう案内がある。そして三司官は手水を遣り御拝座へ着く。御香とお酒を頭上に上げた後、龍王堂の当へ渡し、龍王の前へ供えさせ、五ツ御拝をする。祝文を読み上げ、それが済むと立ったまま三十三拝・立居の九拝をし、ウチカビ（紙銭）と祝文を紙炉内で焚きあげる。また龍王へ捧げたお酒を炉内に納めて、五ツ拝をする。

また御規式が終わると、立願の時は同内に着座の御拝人数には御五水とお菓子がふるまわれるが、結願では御五水だけがふるまわれたことも見える。

天尊堂でもほぼ同じことが行われる。それが済み、八ツ頭（午後2時頃）あるいは七ツ（午後4時頃）には登城し、下庫理当の取次で首尾を国王に報告する。

なお雨乞結願は、正月に行われた年もあるが、だいたい6～7月に、その年の前半期、あるいは去年の後半期の雨乞に対し一括して行われるのが恒例であったようである。

おわりに

本稿では、これまでの研究が基にしてきた編纂史料に加えて、尚家文書による新たな情報を加味しつつ、琉球王府の雨乞儀礼について考察してきたが、今後はさまざまな視点からさらに詳細に分析していく必要がある。

注

- 1) 伊波普猷 (1974) p. 460.
- 2) 王府の雨乞に関する先行研究として、比嘉春潮 (1940)、知名定寛 (1978)、高原三郎 (1982)、比嘉実 (1984)、末次智 (1989)、内田順子 (1998)、真喜志瑤子 (2004・2006) などがある。
ついでに地方の雨乞に関する研究も挙げておく。内田すゑ (1904) は、当時の東京人類学会会長に宛てた短い書翰において「先ず先に男二人にて四斗樽に水を入れたるものをかつぎ、各々片手にさ、竹をもって其水をあたりへまきつ、行くを、あとより女はたいこた、き、男は手をうちつ、其村の願へまゐり、道にておどりつ、雨のふるをいのる」習俗を異様に感じたとして述べている。また雨乞歌も紹介しているが、それは「あみたほり龍王がなし」という歌である。最近の研究としては、崎原恒新 (1971)、瀬名波長宣 (1973)、喜舎場永珣 (1977)、C・アウエハント (2004) などがある。
- 3) その作業の前提として、筆者が確認した雨乞の立願および結願に関する記事を整理したのが (表1) である。これによれば尚家文書の『雨乞日記』の史料上の位置づけが一目瞭然である。
- 4) 『伊江親方日々記』[沖縄県文化振興会 1999] 嘉慶21年 (1816) 8月16日条 (p. 484) には、長期間の旱魃にもかかわらず、王府雨乞の決定が延引になっていることから、「何様之御吟味ニ而候哉」と不審に思い、評定所主取を自宅に招き、内々に延引の理由を聞き出そうとしている。
- 5) 道光12年 (尚灝29) の雨乞における両者の記事を対比すると (表2) のようになる。
- 6) 石ていしは「石亭子」(『琉球国由来記』巻2「御唄」の項)「石庭石」(『向姓家譜』六世朝良)とも見えるが、正殿の基壇、すなわち正面階段の総称のようである (伊從勉 <2005> p. 665、真栄平房敬 <1997> p. 128)
- 7) 酒を回し飲むこと。現在も宮古で行われているオトーリに通ずる。
- 8) 『球陽』[球陽研究会 1974] 尚敬17 (雍正7、1729) 条 (巻12-911) によると、この年、三十三

拜・九拜を廃止し、四拜にすることを定めているが、雨乞では依然として三十三拜と九拜が行われていたことになる。

- 9) 伊從勉 (2005) p. 299。
- 10) 正殿正面の孫庇部 (向拜部) のこととされる (伊從勉 <2005> p. 662・665、真栄平房敬 <1997> p. 130)。
- 11) こうした水掛けは、人に水を掛けることによって、人が雨で濡れたことと同じ状態を作り出す、すなわちフレイザーの言う、類似は類似を生むという類似の法則による類感呪術 (模倣呪術) である。なお J・G・フレイザー『金枝篇』の翻訳本については、神成利男訳・石塚正英監修 (2004) を参照した。
- 12) 聞得大君御殿の祭神には、「御すじ之御前」(血筋の最高神)「御火鉢之御前」(火の神)「金之美御すじ御前」(金属の神)「聞得大君美御すじ御前」(最初の聞得大君)があった (真栄平房敬 <1997> p.143)。
- 13) 窪徳忠 (1974) pp. 187-188。
- 14) 都築晶子 (2001)。
- 15) 都築晶子 (2001)。
- 16) 『琉球国由来記』巻 9-19 によれば「緑衣龍王一位」とあり、龍王には緑衣が着せられていた。
- 17) 『中山伝信録』[那覇市役所企画部市史編集室 1977: p. 82] には「零壇」を設けるとある。
- 18) 渡口真清 (1963)。
- 19) 比嘉春潮 (1940)。
- 20) 『日本紀略』天長 4 年 5 月辛巳 (21 日) 条、『姓霊集』巻 6-47 の「天長皇帝大極殿にして百僧を屈する零の願文」等を参照。
- 21) 高谷重夫 (1982) P. 687。
- 22) 『球陽』[球陽研究会 1974]、尚穆王 13 年 (乾隆 29、1764) 条 (附巻 3-120) に、利氏に新參家譜を賜った記事が見える。
- 23) 普天間宮宮司・新垣義夫氏のご教示による。
- 24) 神成利男訳・石塚正英監修 (2004) p. 199。こうしたことは日本の古代国家でも行われていた。例えば『続日本紀』養老六年 (722) 七月丙子条によれば、旱害に際して天皇は詔を出して、賑給・大赦を行うとともに、諸国の国郡司に対して「かほね おほ しむら 骸を掩おほいてしむら 齒を埋め (放置されている白骨や腐った肉を集めて埋葬すること)」しめるよう命じている。
- 25) 池宮正治 (1987)。
- 26) 外間守善 (1995) p. 234。
- 27) 都築晶子 (2001)。

参考文献

- 池宮正治 (1987) 「日和乞」『おもしろさうし精華抄』ひるぎ社、pp. 181-188、沖縄。
- 伊波普猷 (1922) 『古琉球の政治』郷土研究社、東京、のちに伊波 (1974) 『伊波普猷全集』第 1 巻所収、平凡社、東京。
- 伊從勉 (2005) 『琉球祭祀空間の研究』中央公論美術社、東京。
- 内田順子 「近世琉球王府の雨乞祭儀」中西進編 『日本の想像力』JDC、pp. 167-196、大坂。
- 内田すゑ (1904) 「沖縄の雨乞ひ」『東京人類学雑誌』225 号、p. 172、東京。
- 沖縄県教育委員会 (1985) 『金石文』沖縄県教育委員会、沖縄。
- 沖縄県文化振興会公文書館管理部史料編集室 (1999) 沖縄県史資料編 7 『伊江親方日々記』沖縄県教育委員会、沖縄。
- 喜舎場永珣 (1977) 「雨乞い行事に関する覚書 (補遺)」『八重山民俗誌 上巻』沖縄タイムス社、pp. 79-106、沖縄。
- 窪徳忠 (1974) 「天尊」『増訂 沖縄の習俗と信仰』東京大学出版会、東京、のちに窪 (1997) 『窪

- 徳忠著作集 4』所収、第一書房、東京。
- C・アウエハント (2004) 「雨乞い儀礼」『HATERUMA』榕樹書林、pp. 433-484、沖縄。
- 久米島仲里間切 (1703) 『久米仲里旧記』：沖縄久米島調査委員会編 (1983) 『沖縄久米島資料篇』 弘文堂、東京。
- 崎原恒新 (1971) 「八重山の雨乞い信仰」『まつり』 17 号、pp. 222-240、沖縄。
- J・G・フレイザー (1890) 『金枝篇』；神成利男訳・石塚正英監修 (2004) 『金枝篇』 国書刊行会、東京。
- 末次智 (1989) 「琉球の神話と儀礼に見る〈水の王〉」『沖縄文化』 25 卷 2 号、pp. 59-73、沖縄、のちに末次 (1995) 『琉球の王権と神話』 所収、第一書房、東京。
- 徐葆光 『中山伝信録』 (1721)：那覇市役所企画部市史編集室 (1977) 『那覇市史』 資料篇第 1 卷 3 冊封使録関係資料、那覇市役所、沖縄；原田禹雄訳注 (1999) 『中山伝信録』 榕樹書林、沖縄。
- 向象賢 (羽地按司朝秀) 『羽地仕置』 (1673)：沖縄県沖縄史料編集所 (1981) 『沖縄県史料』 前近代 1、沖縄県教育委員会、沖縄。
- 瀬名波長宣 (1973) 「雨乞い」『八重山小話』 沖縄春秋社、pp. 277-316、沖縄。
- 高原三郎 (1982) 「沖縄 (琉球) の雨乞あれこれ」『私の沖縄メモ』 双林社、pp. 1-20、大分。
- 高谷重夫 (1982) 『雨乞習俗の研究』 法政大学出版局、pp. 1-701、東京。
- 知名定寛 (1978) 「沖縄における王権の宗教的性格」『龍谷史壇』 3、京都、のちに知名 (1994) 『沖縄宗教史の研究』 第二部第一章 「水・旱魃と王権」として所収、榕樹書林、沖縄。
- 都築晶子 (2001) 「琉球と中国の神々」講座道教第 6 巻 『東アジア諸地域と道教』 雄山閣、pp. 152-176、東京。
- 鄭秉哲・他 (1745) 『球陽』：球陽研究会 (1974) 『球陽 読み下し編』 角川書店、東京。
- 渡口真清 (1963) 「爬龍鉦と那覇の曙」『琉球新報』 1963 年 6 月 19 日～23、25 日、沖縄。
- 比嘉春潮 (1940) 「琉球の雨乞い」『民族文化』 4 号、山岡書店、東京、のちに比嘉 (1971) 『比嘉春潮全集』 第 3 卷所収、沖縄タイムス社、沖縄。
- 比嘉実 (1984) 「南島の雨乞の儀礼的世界」『沖縄久米島の総合的研究』 弘文社、pp. 325-334、東京。
- 弁蓮社袋中 (1608) 『琉球神道記』：横山重 (1993) 編 『琉球神道記』 大岡山書店、東京、原田禹雄 (2001) 訳注 『琉球神道記・袋中上人絵詞伝』 榕樹書林、沖縄。
- 外間守善 (1995) 『南島文学論』 角川書店、東京。
- 外間守善・玉城政美 (1980) 『南島歌謡大成 1 沖縄篇上』 角川書店、東京。
- 真栄平房敬 (1997) 『首里城物語』 ひるぎ社、沖縄。
- 真喜志瑠子 (2004・2006) 「中世沖縄の稲祭と雨乞儀礼に見る大アムシラレとヒキ系官員の役割 (上) (下)」『沖縄文化研究』 30 号 pp. 1-53、32 号 pp. 129-177、東京。
- 琉球王国評定所文書編集委員会 (1988-2003) 『琉球王国評定所文書』 浦添市教育委員会、沖縄。
- 琉球王府 (1710 再編) 『おもろさうし』：仲原善忠・外間守善 (1965) 編 『校本 おもろさうし』 角川書店、東京。外間守善・西郷信綱 (1972) 編 『日本思想体系 18 おもろさうし』 岩波書店、東京。外間守善・波照間永吉 (2002) 編 『定本 おもろさうし』 角川書店、東京。
- 琉球王府 (1713) 『琉球国由来記』：外間守善・波照間永吉 (1997) 編 『定本 琉球国由来記』 角川書店、東京。
- 琉球王府 (1706) 『女官御双紙』：小島櫻禮 (2005) 編 『神道大系神社編 52 沖縄』 所収、神道大系編纂会、東京。

表1 史料に見える雨乞関係年表

年	雨乞期間	報祭(結願)	備考(出典など)
康熙 35 (1696)	2月		「阿姓家譜」
康熙 35 (1696)	3月		『球陽』・「阿姓家譜」 知念・玉城へ参詣 山野の骨を收拾し地中に埋める
乾隆 26 (1761)	正月	正月	「琉球史料」(巻之 66)・「新参利姓家譜」
道光 4年 (1824)	8月 25日～27日		『球陽』
道光 12年 (1832)	8月 6日～8日		『球陽』 ★尚家本①
道光 12年 (1832)	8月 15日～17日		尚家本①の文中に見ゆ。(禅・聖・社家)
道光 12年 (1832)	9月 3日～5日		『球陽』 尚家本③⑥の文中に見ゆ。→中止
道光 15年 (1835)	閏6月 24日～25日		『球陽』
道光 16年 (1836)	7月 22日～24日		『球陽』
道光 17年 (1837)		6月 24日	『球陽』
道光 19年 (1839)	9月 18日～20日		『球陽』
道光 19年 (1839)	10月 18日～20日		『球陽』
道光 20年 (1840)	正月 9日～11日		『球陽』
道光 20年 (1840)	(本年) 1月中		『球陽』 散骨を收拾し地中に埋める
道光 20年 (1840)	2月 15日～17日		『球陽』 ★尚家本②
道光 28年 (1848)	8月 9日～11日		『球陽』 → 中止
道光 29年 (1849)		7月	「評定所文書」(5巻 346頁)
道光 30年 (1850)	10月 3日～5日		『球陽』・「評定所文書」(5巻 362頁)
道光 30年 (1850)	11月 13日～15日		「評定所文書」(5巻 299頁)・「福地家日記」→中止
咸豊元年 (1851)		正月	「評定所文書」(5巻 432頁)に拠る。
咸豊2年 (1852)	10月 9日～11日		「評定所文書」(6巻 17頁)・「福地家日記」
咸豊3年 (1853)	10月 9日～11日		『球陽』・「福地家日記」
咸豊4年 (1854)	7月 26日～28日		『球陽』・「評定所文書」(15巻 237頁)
咸豊5年 (1855)	4月 3日～5日		『球陽』・「評定所文書」(15巻 247頁)・「福地家日記」
咸豊5年 (1855)	4月 15～17日		禅家聖家社家各自御祈念 → 中止(「評定所文書」(9巻 506頁)に拠る。
咸豊5年 (1855)		7月中	「評定所文書」(15巻 251頁)に拠る。
咸豊6年 (1856)	12月 20日～22日		『球陽』・「評定所文書」(12巻 298頁)・「福地家日記」
咸豊7年 (1857)	2月 29日～3月 1日		『球陽』・「評定所文書」(15巻 276頁)・「福地家日記」

琉球王府の雨乞儀礼

咸豊7年(1857)	3月13日		『球陽』・「福地家日記」雨乞嶽・弁嶽で禱雨、国中の暴骨を収集し埋葬す。
咸豊7年(1857)		6月24日	『球陽』・「評定所文書」(15巻281頁) 霊嶽・神宮にて。
咸豊9年(1859)	10月2日～4日	本年	『球陽』・「評定所文書」(15巻318頁)
咸豊10年(1860)		時期不明	『球陽』 去年の禱雨の願を還す。
咸豊10年(1860)	7月25日～27日		『球陽』・「評定所文書」(15巻332頁)
咸豊10年(1860)	11月3日～5日		中止 ★尚家本③に拠る。
咸豊11年(1861)		6月	「評定所文書」(15巻340頁)に拠る。『球陽』 本年として掲げる
同治元年(1862)	7月19日～21日		『球陽』・「福地家日記」
同治元年(1862)	8月3日～5日		『球陽』・「福地家日記」
同治2年(1863)		6月18日	『球陽』 ★尚家本④ 去年7・8両月禱雨の願を還す。
同治2年(1863)	12月5日～7日		『球陽』・「福地家日記」(4日～6日とある)
同治2年(1863)	12月22日～24日		『球陽』・「福地家日記」
同治12年(1873)	2月3日～5日		『球陽』・「福地家日記」
同治12年(1873)	2月25日～27日		『球陽』・「福地家日記」 喜舎場朝賢『琉球見聞録』(3月とあるは誤り)
同治12年(1873)		閏6月19日	『球陽』・「福地家日記」 ★尚家本⑤ 二月兩次の禱雨の願を還す。
同治12年(1873)	7月18日～20日		『球陽』・「福地家日記」 ★尚家本⑥
同治12年(1873)	10月18日～20日		『球陽』・「福地家日記」
同治12年(1873)	11月8日～10日		『球陽』・「福地家日記」
同治13年(1874)		7月27日	『球陽』 昨年7月から11月までの3度の禱雨に対し、祭をなし功に報いる。

注1 ★尚家本「雨乞日記」の番号は以下の日記を指す。

- ① 道光12年壬辰(1832、天保3)「雨乞日記」評定所
- ② 道光20年庚子(1840、天保11)「雨乞御代参公事」下庫理
- ③ 咸豊10年庚申(1860、万延元)「雨乞日記」〈前以雨降御取止相成候事〉評定所
- ④ 同治2年癸亥6月吉日(1863、文久3)「戊七月同八月雨乞結願日記」評定所
- ⑤ 同治12年癸酉閏6月(1873、明治6)「酉二月雨乞御結願日記」評定所
- ⑥ 同治12年癸酉7月(1873、明治6)「雨乞日記」下庫理(推定)

注2 『球陽』に記事がなく「評定所文書」によって知られるものは、(『評定所文書』に拠る)と明記した。なお「評定所文書」は『琉球王国評定所文書』の略で、巻頁はそれに拠る。

注3 「福地家日記」は『那覇市史』資料篇第一巻9所収。

注4 「琉球史料」は法政大学沖縄文化研究所蔵『琉球史料総目録』に拠る。

表2 尚家本と『球陽』記事の比較

尚家本道光12年「雨乞日記」	『球陽』巻20(尚瀬29年)
<p>イ 御城御火鉢御前并嶽々御たかへ仕親方部頭ニシテ三七人ニテ御拝仕、於前之御庭雨乞可有御座事</p>	<p>イ 王城御火鉢前併びに各嶽に于て祷告し、訖りて親方・官僚共に三七員を率同して拝す。且、前御庭に在りて雨を禱る。</p>
<p>ロ 聞得大君御殿御火鉢前おたかへ有之。済而親方部頭ニシテ三七人ニテ御拝仕。</p>	<p>ロ 又聞得大君御殿御火鉢前に於て祷告し、訖りて親方、官僚共に三七人を率同して拝す。</p>
<p>ハ 且亦、於三平等御たかへ仕、親方部頭ニシテ一七人ニテ雨乞之事</p>	<p>ハ 又三平等神宮に於て祷告し、訖りて親方・官僚共に七員を率同して雨を禱る。</p>
<p>ニ 於円覚寺、禪家ニ而為雨乞大盤若御祈念之事</p>	<p>ニ 又円覚寺に于て、禪家をして大盤若經を念じて雨を禱らしめ、</p>
<p>ホ 於護国寺、聖家ニ而雨乞御祈念之事</p>	<p>ホ 又護国寺に于て、聖家をして經を念じて雨を禱らしむ。</p>
<p>ヘ 於龍王堂・天尊堂、久米村人数大夫頭ニシテ一七人ニ而三日物籠雨乞之事</p>	<p>ヘ 又龍王殿・天尊廟に于て、久米村の大夫をして官僚各共に七員率同し、三日齋宿して雨を禱らしむ。</p>
<p>附啓建満散之時、三司官一人・申口一人・座敷一人・当一人・勢頭一人・里之子一人・筑登之一人メ七人罷下久米村那覇勤人数一所ニ御拜之事</p>	<p>※始終の両日、三司官一員・申口一員・座敷一員・当一員・勢頭一員・里之子一員・筑登之一員の一共七員、往きて久米・那覇の衆官と会し一同に礼を行う。</p>
<p>ト 雨乞初日、久米村爬龍舟龍王致請乗、那覇久米村役人一人宛諸官親方部頭ニシテ二手ニ差分ケ、一手者豊見城、一手者三司官頭ニシテ天尊堂江參、雨乞之事</p>	<p>ト 又禱雨の初日に于て、久米・那覇各一員及び衆官をして分ちて二隊と為らしめ、其の一隊は則ち親方、官僚を率同して、龍王を請じて久米の龍舟に駕し、往きて豊見城に至りて雨を禱り一隊は則ち法司官・官僚を率同して天尊廟に前み詣り雨を禱る。</p>
<p>チ 右三日泊并祝部・諸間切雨乞可有之事 ※紫八卷者黄八卷、赤八卷者朝衣計</p>	<p>チ 又泊村併びに祝部・諸郡をして雨を禱らしむ。 ※此の時、紫官を戴く者は則ち改めて黄冠を戴き、紅冠を戴く者は則ち冠を除き只朝衣を著すのみ。</p>
<p>ト 首里・那覇・泊・久米村・諸間切、雨乞中、殺生禁断之事</p>	<p>ト 禱雨の間、國中、屠宰を禁止す。</p>